

171-参-厚生労働委員会-6号 平成21年03月30日  
※厚生労働委員会委員長として議事進行

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
去る二十七日、渡辺孝男君が委員を辞任され、その補欠として山本香苗君が選任されました。

○委員長（辻泰弘君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。  
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働大臣官房審議官及び川桂君外九名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
政府から趣旨説明を聴取いたします。舛添厚生労働大臣。

○国務大臣（舛添要一君） ただいま議題となりました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
戦没者等の遺族であって、平成十七年四月から平成二十一年三月までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がなくなったものに対し、弔慰の意を表するため、特別弔慰金を支給することとし、この法律案を提出した次第であります。  
改正の内容は、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給するものであります。  
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。  
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（辻泰弘君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言願います。

（中略）

○委員長（辻泰弘君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。  
これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。  
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○委員長（辻泰弘君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会